＜障害者の権利に関する条約＞

資料４

【条約の趣旨】

　○目的：障害者の人権・基本的自由の共有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重の促進

　　⇒障害者の権利の実現のための措置等を規定

　　　・障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止

　　　・障害者の社会への参加・包容の促進

　　　・条約の実施を監視する枠組みの措置　　等

【経緯】

　・平成１８年１２月　　国連総会において採択

　・平成１９年 ９月　　日本国署名

　・平成２０年 ５月　　条約発効

　・平成２５年１２月　　国会承認

　・平成２６年 １月　　日本国批准（２月１９日）

【障害者の権利に関する条約（教育部分一部抜粋）】

　第２４条　教育

１　締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度(inclusive education system at all levels)及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な　最大限度まで発達させること。

(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2　締約国は、１の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度(general education system)から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮(reasonable accommodation)が提供されること。

(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。

(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

1　締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、か　つ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。